



議案第百十二号

三朝町国民体育大会開催基金条例の設定について

次のとおり三朝町国民体育大会開催基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第

号

三朝町国民体育大会開催基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、三朝町国民体育大会開催基金の設置及び管理に關する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 第四十回国民体育大会を開催するに伴い、その運営及び運営のための準備に係る経費に充てるため、三朝町国民体育大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

(横立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実に繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。